申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

<table>
<tr><td colspan="2">許認可等の内容</td><td>特定教育・保育施設の確認</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>子ども・子育て支援法第３１条第１項</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課係名</td><td>こども未来部保育課運営支援係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">審査基準</td><td>関係条項</td><td></td></tr>
<tr><td>基準
（未設定の場合はその理由）</td><td>・子ども・子育て支援法第３１条
第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。第五十八条の九第二項、第三項及び第六項、第六十五条第四号及び第五号並びに附則第七条において同じ。）及び公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。第五十八条の四第一項第一号、第五十八条の九第二項並びに第六十五条第三号及び第四号において同じ。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。
一　認定こども園　第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
二　幼稚園　第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分
三　保育所　第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分
２　市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
３　市町村長は、第一項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めたときは、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">標準処理期間</td><td>設定等年月日</td><td>令和７年１月１日設定</td></tr>
<tr><td>標準処理期間
（未設定の場合はその理由）</td><td>３０日</td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>令和７年１月１日設定</td></tr>
</table>